

平成22年4月1日から雇用保険制度が変わりました！

○ 主な改正内容は以下のとおりです

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大(平成22年4月1日施行)

* 雇用保険料率の変更(平成22年4月1日施行)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善(今後施行予定)

* 非正規労働者の方の雇用保険の適用範囲の拡大

◇ 短時間就労者の方、派遣労働者の方の雇用保険の適用範囲を以下のとおり拡大しました。

【旧】 ○ 6ヶ月以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

【新】 ○ 31日以上の雇用見込みがあること

○ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

○ 「31日以上雇用見込みがあること」とは…

○ 31日以上雇用が継続しないことが明確である場合を除き、この要件に該当することとなります。

○ このため、例えば、次の場合には、雇用契約期間が31日未満であっても、原則として、31日以上雇用が見込まれるものとして、雇用保険が適用されることとなります。

- ・ 雇用契約に更新する場合がある旨の規定があり31日未満での雇止めの明示がないとき
- ・ 雇用契約に更新規定はないが同様の雇用契約により雇用された労働者が31日以上雇用された実績があるとき

※ 適用要件に該当する労働者を雇い入れた場合には、公共職業安定所に対して雇い入れた日の属する月の翌月10日までに雇用保険被保険者資格取得届を提出することが義務づけられています。

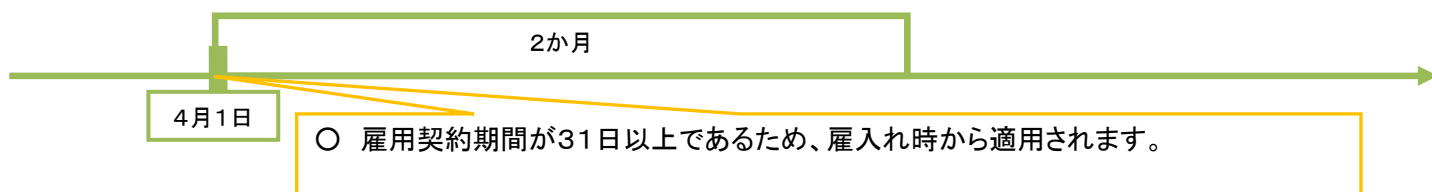
※ 雇用保険に加入した場合には、公共職業安定所から事業主を通じて雇用保険被保険者証等を交付することとしています。事業主の皆さまは、「雇用保険被保険者証」及び「雇用保険被保険者資格取得確認通知書」を確実に本人に渡していただくようお願いします。

(裏面に続きます)

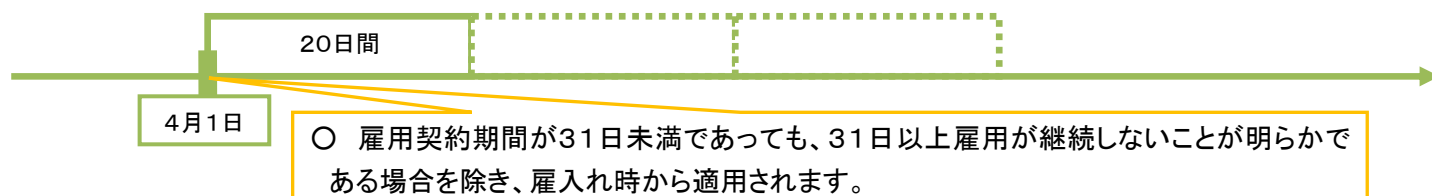
(表面の続きになります。)

◇ 4月1日以後における取扱いとは以下のとおりとなります。

○ 雇用契約期間が31日以上ある方(雇用契約期間の定めのない方も含みます。)



○ 雇用契約期間が31日未満の方



※ 4月1日以前から引き続き雇用されている労働者の方については、4月1日時点において、4月1日以後に、31以上の雇用見込みがあるかどうか(31日以上雇用が継続しないことが明らかであるかどうか)により雇用保険の適用を判断することとなります。

※ 現在雇用している労働者の方が、4月1日以後、31以上の雇用見込みがある場合には、事業主の方は、5月10日までに、公共職業安定所へ雇用保険被保険者資格取得届を提出していただくようお願いします。

* 雇用保険料率の変更

◇ 失業等給付に係る雇用保険料率に変更になりました。

(一般の事業の場合: 0. 8%(平成21年度1年間の暫定措置) → 1. 2%(平成22年度)を労使折半)

◇ この他、事業主の方には、雇用保険二事業に係る雇用保険料率(平成22年度は、一般の事業の場合、原則どおりの0. 35%)を負担していただく必要があります。

➡ 平成22年度の雇用保険料率(一般の事業) 1. 55% (事業主負担分: 0. 95%、労働者負担分: 0. 6%)

* 雇用保険に未加入とされた方の遡及適用期間の改善

◇ 事業主から雇用保険被保険者資格取得届が提出されていなかったために、雇用保険に未加入とされていた方は、これまで被保険者であったことが確認された日から2年前まで雇用保険の遡及適用が可能でした。

◇ 施行日(※)以後は、事業主から雇用保険料を天引きされていたことが給与明細等の書類により確認された方については、2年を超えて雇用保険の遡及適用が可能となります。

(※)施行日とは・・・公布日(平成22年3月31日)から9ヶ月以内の政令で定める日をいいます。

詳しい改正内容などについては、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)におたずね下さい。
また、改正内容については、厚生労働省ホームページにおいても確認ができます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

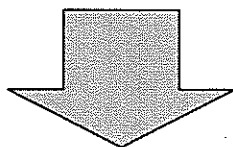


厚生労働省／都道府県労働局／公共職業安定所(ハローワーク)

平成 2 2 年度の雇用保険料率について

○平成 21 年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	11/1000	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000
農林水産・清酒製造業	13/1000	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000
建設業	14/1000	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000



○平成 22 年度

	雇用保険料率	労働者負担 (失業等給付に係る保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付に係る保険料率	二事業に係る保険料率
一般の事業	15.5/1000	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000
農林水産・清酒製造業	17.5/1000	7/1000	10.5/1000	7/1000	3.5/1000
建設業	18.5/1000	7/1000	11.5/1000	7/1000	4.5/1000